

控訴人 寺本 泰之
被控訴人 豊橋市長 佐原光一

控訴理由書

名古屋高等裁判所 御中

平成28年 2月 4日

控訴人 寺本 泰之

〒441-1101

愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

電話 0532-88-3451

FAX 0532-88-3422

はじめに

原判決は、企業イノベーションを理解せず公正な競争を妨げる、反社会的行為を是とする不当判決である。

本件入札における設計委託業務については、ほとんどが人件費の業務であるから、過去の関連業務のデータのストックがあれば大幅な人件費の削減が可能であり、低価格入札でも十分に利益を確保できる。被告（被控訴人）がおこなった、データストックを考慮せず、単価表のみで計算された予定価格に失格判断基準を設定し、履行可能性について確認もせずに失格とする失格判断基準制度を導入するのは設計業務の実情を無視した不当な入札制度である。こんな入札

制度だと入札案件の類似業務のデータのストックにより不必要な人件費を省き、適正利益を得た競争力のある価格で入札すると失格になるので、水増し利益を上乗せした価格で入札することになる。こういう意見を控訴人の周りの設計士からも確認している。今回意見陳述書を提出した1級建築事務所株式会社フルハウスも、愛知県を中心に幅広く設計業務等を請け負っている会社であるが、原審の判決が適法であるとされるならば、水増し価格入札を余儀なくされることになる、と原審に不安を感じ、意見陳述に至っている。(甲第18号証)

以上から、被告(被控訴人)が積算した設計委託業務の予定価格は、国土交通省などの標準単価表から算出されたもので、データストックがゼロベースで積算された予定価格であるから、その予定価格を基準とした失格判断基準は不当である。

発注者と入札参加業者は、同等の標準単価表から設計業務の積算をするので入札参加業者は業務の予定価格は分かる。失格判断基準の設定価格の割合は公表されるので、おおよその失格判断基準額を判断することが出来る。その額を1円でも切ったら問答無用で失格とされるので、入札業者は、自分が保有する過去の類似業務のデータのストックにより失格判断基準額以下で十分履行できる業務でも、失格を避けるため基準以上の水増し額にして入札することになる。低入札価格調査から、低入札でも適正な価格であることを被告(被控訴人)は認識していながら失格判断基準制度を導入した。このことは地方自治施行令第167条の10(当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは)の法令に違反していることは明白である。

ところが原判決は、本件において失格判断基準制度導入を適法だとした。

原告（控訴人）は、現役の1級設計士の意見陳述書と新たな証拠を提出し、再審理を求めるものである。

第1 事案の概要

1、本件は、愛知県豊橋市（以下「豊橋市」という。）の住民である原告（控訴人）が、豊橋市（市長）が「豊橋市民病院放射治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務」（以下「本件業務」という。）の入札（入札結果を表1に示す。）において株式会社山下設計（以下「山下設計」という。）を落札者とし、同社との間で本件業務の業務委託に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結したのは違法であるとして、地方自治法242条の第1項4号に基づき、豊橋市の執行機関である被告（被控訴人）に対し、本件契約が行われた被告（被控訴人）に対して損害賠償金3,430万円及びこれに対する不法行為の日である平成26年7月28日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを請求することを求めた住民訴訟である。

本件入札には失格判断基準が導入された。

表1

商号又は名称	入札価格	結果
株式会社山下設計 中部支社	71,800,000	落札
株式会社綜企画設計 名古屋支店	37,500,000	失格（開札後）
株式会社大建設 名古屋事務所	60,150,000	失格（開札後）
株式会社久米設計 名古屋支社	62,800,000	失格（開札後）
株式会社日建設 名古屋オフィス	74,500,000	参加
株式会社内藤建築事務所名古屋事務所		辞退（電子入札）
株式会社吉野設計研究所		辞退（電子入札）

2、原告（控訴人）は、以下(1)～(3)を主張した。

(1)会計法29条の3及び地方自治法234条3項によれば、国及び地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によらなければならない、競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者と契約することが原則である。例外的に、地方自治法施行令167条の10において、「その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき」(1項)「当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるとき」(2項)には、最低価格の入札以外のものを落札者とすることが出来る旨が定められているが、本件業務委託には上記要件に定める事実は、「豊橋市入札制度検討会議」(以下「検討会議」という。)(甲第17号証：原審甲10、乙7)に述べられているように、存在しない。豊橋市が合理的理由もないのに豊橋市が本件失格判断基準を導入したことは、裁量権の乱用又はその範囲を逸脱したものであって違法である。

検討会議議事録には以下①～③が確認されている。

① 本件調査の結果では、豊橋市においては、各業者の経費等がぎりぎりまで削減されていることは確認されたが、安価での再委託による再委託先へのしわ寄せなどは確認されず、「履行がされないおそれがある」とは認められなかった。

② 設計と工事とでは、資材や建築作業員等の外部調達に係る費用の可否や割合が異なり、削減可能な費用の割合がおのずから異なると考えられるところ、本件調査においても、過去の類似業務時の関連データや技術的資料の蓄積により、低価格でも業務が遂行できるという業者が多かったことが指摘できる。

③ これらの事情も併せて考慮すれば、建設コンサルタント業務について失

格判断基準を導入することは「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときは」と地方自治法第 167 条の 10 に定められており、そのおそれがないことが明白にもかかわらず、このおそれの有無を判断する手段として失格判断基準制度導入の必要性は全くなかった。

以上①～③より本件失格判断基準を導入する合理的理由もないことから、本件業務委託入札において、豊橋市が調査もなく綜企画を一方的に失格にしたことは地方自治法 2 条 14 項に違反し、裁量権の乱用を行ったことは明らかである。

(2) 設計委託業務については、ほとんどが人件費の業務であるから、過去の関連業務のデータのストックがあれば大幅な人件費の削減が可能であり、低価格入札でも利益を確保できることは業界の常識である。

被告は、業者の過去の関連業務のデータのストックの有無、量を全く考慮せずに失格判断基準を設定し、落札者を決定した。

そもそも本件入札の予定価格は、実例取引（実勢価格）から算出された予定価格ではなく、国土交通省などの標準単価表から算出されたものである。本来設計業務は類似業務のデータの有無、量によって業者のコスト（入札価格）は大きく変わる。そのことから、予定価格から一定割合以下の入札価格を一律失格にする失格判断基準は合理性もなく正当性もない。しかし、豊橋市は必要性のない失格判断基準制度を導入し、結果として不当に高い設計業務費を支払うことになったのであるから、地方自治法 2 条 1 4 項、地方財政法 4 条 1 項に違反するものである。

(3) 本件入札については、失格判断基準が導入されたために公正な競争がされず、また、契約履行の可否も調査もされないまま本件契約が締結されたものであるから、契約が不透明である。このことから本件入札は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 26 年法律第 55 号による改正前のもの。

以下「入札契約適正化法」という。) 3条1号及び2号に違反する。

3、原判決は、以下(1)~(3)のようなものであった。

(1) 原判決は、原告(控訴人)の主張前記2, (1)について

ア、地方自治法施行令167条の10において、「その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結ことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき」(1項)は、その者を落札者としなことが出来るものとされているところ、判定方法等に関する法令がないこと、そのような調査、判定方法によって各おそれの有無を判断するかについては、普通公共団体の長の合理的な裁量に委ねられる。

イ、国においては、低入札調査基準価格を「入札参加者の応札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められない水準」と捉えている。

ウ、建設コンサルタント業においても、低入札価格が問題となっており、落札率が低く、特に低入札の業務は成績の悪いものが多いと指摘されていたこと。
エ、豊橋市の過去の入札結果を見ると、低入札価格で入札した業者であっても、業務の不履行はなく、低価格の入札により再委託先へのしわ寄せがなかったとされているが、平成23年以前には建設コンサルタント業務に低入札価格調査制度は導入されていなかったのであるから、同年以前の入札に問題がなかったということとはできない。

オ、失格判断基準に基づき、入札者それぞれを個別具体的に調査に要する期間や費用を省き、簡易迅速な判断が可能となるという利点がある。

以上ア~オの理由から

被告が失格判断基準に基づき、「契約の内容に適合した履行がされないおそれ、又はその者と契約を締結したことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき」の有無を判断する方法には相応の合理性があり、被告がこのような判定方法によって、上記おそれの有無を判断したことが、ただちにその合理的な裁量の範囲を超えるものではない。」と判断し、原告（控訴人）の訴えを斥けた。

(2) 原判決は、原告（控訴人）の主張前記2、(2)について

ア、「建設コンサルタント業務について失格判断基準を導入すること自体が直ちに違法になるということとはできないものの、失格判断基準を導入する前にこれが『契約の内容に履行がされないおそれ』等の有無を判断する手段として確実に機能するか否かについて評価することは困難というべきであるから、その導入後合理的な期間が経過した後、これが適切に機能しているか否かについて検証する必要があると言わなければならないが、本件失格判断基準は、平成25年6月1日から導入されたものであって、本件入札は同年7月に行われたものであるから、検証の合理的な期間が経過したということとはできず、少なくとも本件入札がされた時点においては、適法なものというべきである。

イ、平成23年以前には建設コンサルタント業務に低入札調査制度は導入されていなかったのであるから、同年以前の入札に問題がなかったということとはできない。と判断し、原告（控訴人）の主張を斥けた。

「今後の検証に委ねる。」とした。

第2 原判決の問題点

1、前提とする事実認定に著しい誤りがある。

(1) 被控訴人は、建設コンサルタント業務においては業者の類似データのストックの保有の有無、その量により低入札価格でも契約が履行できることを確認している（甲第17号証）。調査もせずに価格だけで失格判断をした本件入札の失格判断基準制度導入には法的瑕疵がある。

ア、控訴人は、低入札価格調査実施要領に基づき行われた設計業務の低入札調査結果を情報公開した（甲第19号証-1）。その請求開示が平成25年6月26日に行われた。そこで当該調査が平成24年度に5件行われたことが分かった（甲第19号証-2）。調査対象の業者すべてが、「データ等の技術的ストックが多いことにより直接人件費及び技術経費の削減が出来る。」と述べている。そして、被控訴人は、すべての対象業者を「履行可能」と評価している。

イ、低入札調査の結果、平成25年6月の時点で以下の2点は確認されている。

①調査の結果、すべての案件で履行可能との結果となっていること。

②過去の類似業務の関連データや技術的資料の蓄積により、低価格でも業務が遂行できる業者が多いこと。

つまり本件のような委託業務においては、失格判断基準を導入する前提となる、地方自治施行令第167条の10（当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは）の事実は認められていないので導入の合理的理由はなく、法的瑕疵がある。

ウ、原判決は、「本件失格判断基準は、平成25年6月1日から導入されたものであって、本件入札は同年7月に行われたものであるから、検証の合理的な期間が経過したということとはできず、少なくとも本件入札がされた時点においては、適法なものというべきである。」としているが、検証の期間を待つまで

もない。失格判断基準制度導入の可否は前記低入札調査報告から不必要であることが明白に確認されている。

エ、また原判決は、「平成 23 年以前には建設コンサルタント業務に低入札価格調査は導入されていなかったのであるから、同年以前の入札に問題がなかったとまでは言うことはできない」としているが、導入する 25 年度の段階で、その直前の 24 年度の「検討会議」（平成 25 年 4 月 19 日開催）（甲第 17 号証）に記録されているように、

- ①調査の結果、全ての案件で履行可能との結果となった。
- ②再委託先へのしわ寄せなどは認められなかった。
- ③過去の類似業務時の関連データや技術的資料の蓄積により、低価格でも業務が遂行できるという業者が多い。

ことを被控訴人は確認している。また平成 23 年度以前に低入札価格調査が導入されていなくても、平成 19 年度から平成 24 年度までの建設コンサルタント等の落札率は確認され、問題の無かったことが認識されている（平成 24 年度第 1 回入札制度検討会議部会：甲第 20 号証別添 4 原審乙 24）。これらをもって判断することが妥当である。このことは常識の範囲にある。それを 23 年度以前は低入札価格調査が導入されていなかったことを問題にすることについては、裁判所の「おそれがある」に基づく恣意的判断と言わざるを得ない。

オ、以上ア～エより、被控訴人は、制度導入にあたり豊橋市の現実を知っていながら、失格判断基準の導入の合理的正当な理由がないにもかかわらず、当該制度を導入したことは明らかである。

原判決は、事実認定の誤りは免れない。

(2) 被控訴人は、本件入札において参加業者に過去に類似業務の実績のあるこ

とを参加資格として求めている。つまりデータのストックがあることを前提にしているわけであるから、一律に失格判断基準を設定して失格とする制度は、本件入札（設計業務委託）には適切に機能しない。

被控訴人は、失格判断基準設定に関し「直接費についてはほとんどが人件費であり品質や業務に従事する労働者の労働環境の確保に直接影響する部分であることから割引率を少なくし、経費等については、低入札価格等において削減している業者が多かったこともあり割引率を高くすることとした。」と述べている。この失格判断基準設定には個々の業者のデータのストックの保有の有無や量が考慮されていない。

ア、しかし、被控訴人は本件入札に際し、公告 1（豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務）（甲第 2 1 号証）を公表し、その 2（入札参加資格）の(2)で次の㉠～㉣の資格を求めている。

㉠、設計で本旨に登録している業者

㉡、設計に係る実績高（入札参加資格審査申請時における直前 2 カ年の年平均実績高）が 500 万円以上の業者

㉢、平成 10 年 4 月 1 日以降に次の①から③に掲げるすべての設計実績を有する業者

①病床数 2 0 0 床以上の病院の新築に係る設計

②放射線施設（リニアックを含むものに限る）の新築または増築に係る設計

③特別高圧受電設備の新設を含む施設に係る設計

そして、1 0（入札参加資格の確認）で、それを証明するための資料として、設計内容の分かるものや履行実績の完了を証明するもの等を予定しているため、速やかに提出できるよう事前準備を求めている。ここで被控訴人が、履行実績を求めるのはデータのストックを測るためではないのか。そうであるならば失格

判断基準制度を導入し、一律に失格の線引きをすることは公正でなく、合理的ではない。

イ、国土交通省第 8 回設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会資料 2（甲第 2 2 号証：乙 14）において低入札でも利益を出し、品質確保が図られている場合は積算基準の見直しを指導している（同号証 9 ページ）。状況に鑑み適切な対応を求めている。

ウ、被控訴人は、本件入札において入札業者に「業務委託設計書」（甲第 2 3 号証－1）及び共通仕様書（甲第 2 3 号証－2）を入札前に提出させている。「業務委託設計書」には特記仕様書として業務の詳細から「直接人件費」、「諸経費」、「技術料等の経費」等を記入することが義務付けられている。また、共通仕様書にはこの特記仕様書に基づき、「業務を施工すること」、「法の遵守」、「有資格者の確保」、「十分な技術者の配置」、「設計の計算根拠資料」等をすべて明確にし、整理して提出しなければならない、ことが条件とされている。これらの条件によって契約の履行可否は十分確認できる。このような入札及び契約の条件を入札者に課し、入札者の審査をしておきながら、一律に失格する失格判断基準導入の合理的理由はない。被控訴人の裁量権濫用・逸脱は明白である。

エ、原判決は、入札者それぞれを個別具体的に調査に要する期間や費用を省き、簡易迅速な判断が可能だ、ということで失格判断基準導入を適法としているが、被控訴人は、入札以前に前記ア、ウに述べる資料を入札者に提出させているので、調査や判断に期間を要することはない。

オ、以上ア～エの業者の実態を被控訴人は確認しながら、失格判断基準を設定し、低入札価格者を一律失格とした。

カ、原判決は、以上のア～エの事実を見過ごしている。事実認定の誤りがあることは明らかである。

(3) 設計業務委託入札において、低価格入札は多発していないし、低入札価格がすなわち成績が悪いこと、と判断するのは誤りであり不当である。

原判決は、「落札率が低いほど業務成績が低く、特に低入札業務は成績の悪いものが多いなど指摘されていることは否定できない」と被控訴人が、綜企画を排除したことを正当とみなしている。

しかし、以下の理由から綜企画を排除したことは不当である。

ア、平成24年度第1回入札制度検討会議部会（甲第20）議事録から、業者は委託業務事業に対して、その類似業務のデータストックを持っていれば予定価格の20%～30%台で、データストックを持っていなければ80%～90%台で落札している（同号証別添4）。そして過去の類似業務時の関連データや技術的資料の蓄積により、低価格でも業務が遂行できるという業者が多い、と記録されている（同号証3ページ）。1例に中日本建設コンサルタント（株）豊橋事務所の落札率は90.23%もあれば27.49%もあることが見られる（同号証別添4）。業者は市場原理に則り入札している。

イ、また、平成19年～24年の過去6年間の入札結果データ（同号証 別添4 建設コンサル等入札状況）から、設計コンサル業務の入札は129件であり、そのうち50%以下の低入札は12件であったことが分かる。低価格入札は1割に満たない。低入札価格調査では、その入札価格での根拠が示されており、問題がないし、履行が確認されている。「低入札が多発している」とする解釈は意図的と思われる。

ウ、こうした事実を踏まえれば、低価格入札がすなわち地方自治法施行令167条の10で言う「おそれ」には該当せず、本件業務に失格判断基準を導入する合理的理由はない。

エ、地方首長は、当該住民の財産と利益を守ることが定められている。当該自治体の事情を考えぬまま、住民にムダな負担を課せる失格判断基準を導入したことは地方自治法2条14項に違反しているのである。また制度導入に合理的理由もないことから、裁量権を逸脱していることはあきらかである。

(4) 以上(1)~(3)のような事実認定の誤りを基に審理された原判決は不当であり、審理不済は明らかであるから原判決は取り消されるべきである。

第2、新たな証拠の提出

(1)被控訴人は、「おそれ」についてその有無を調査確認はせず、不測の損害等を未然に防止するために制度を導入していたことが判明した。

原判決は、被告（被控訴人）が失格判断基準導入に対して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれ、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき」の有無を判断する方法として、失格判断基準制度導入には相応の合理性があり、被告がこのような判定方法によって、上記おそれの有無を判断したことが、ただちにその合理的な裁量の範囲を超えるものではない、と判断した。しかし、被控訴人は「おそれ」の有無を判断したのではなく、不測の損害等をもたらさないように未然に防止するために制度を導入していることが平成26年6月豊橋市議会定例会会議録（甲第24号証 23ページ）より分かった。そこでは以下のように記録されている。

藤原孝夫（豊橋市議会）議長

当局に申し上げます。答弁漏れとして、第167条の10、1項、2項で、特に必要と認めるときということが1件でもあったかということと、その事例があ

ったかということ。あるかないかだけ答えていただければ。財務部長。

鈴木信幸財務部長

大きな1の(1)ですけれどもそれぞれの不測の損害等のもたらすおそれということ
ですけれども、先ほども申しましたように、そのおそれがあるかないかとい
うことではなくて、それを起こらないように未然に防止するために、この制度
を導入しているということで、御理解いただきたいと思います。

以上

以上から、未然防止は地方自治法施行令167条の10でいう「おそれがある
と認めるとき」ではない。被控訴人は、地方自治法施行令第167条の10第1
項2項に明らかに違反していることが被控訴人答弁からも判明された。

(2) 豊橋市契約規則（甲第25号証）の順守で「おそれ」は解消できる。

**「価格のみでのダンピングのおそれ」という推定有罪の判断で失格にする失格
判断基準制度導入の必要はない。**

ダンピング入札はあってはならない。一方、企業努力やイノベーションの進歩
を否定し、血税のムダ遣いや業者のモラルハザードを誘発するような制度もあ
ってはならない。

しかしこれらは、2者選択により解決を図る課題ではなく、入札時の現行制度
上の業務資料チェック、低入札価格調査等の順守によってダンピング等の防止
は十分可能である。また地方自治法施行令第167条の15の1項には「地方自
治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によ
って行なわなければならない。」とし、以下

**2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び
設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記**

録を含む。)に基づいて行わなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。」と定めている。

上記については豊橋市契約規則(甲第25号証)第23条～25条に同様な内容を定めている。被控訴人は、この規則を順守することにより不正防止は可能となる。公正な競争入札が行われ、企業努力が報われイノベーションの進歩により業界全体の進歩発展に繋がることになる。

豊橋市職員らによる審査、監督、検査により「おそれ」は解消できる。

本件入札に、失格判断基準導入の必要がなかったことは明らかである。

第3 結論

以上より、原判決は事実を誤認したままの審理不尽の判決である。

よって原判決は取り消されるべきである。

終わりに

本来価格は市場で決まるものであり、市場では「安かろう悪かろう」では通用

しない。品質が伴う価格でなければ企業は生き残れない。安価高品質をめざしてイノベーションは行われる。設計業務のIT、ソリューションは日進月歩である。

失格判断基準制度は、机上の積算価格（予定価格）を設定して一定割合以下は契約履行可否の確認もせず一律失格にする不条理な制度である。このような制度の導入は前記のような市場原理と競争には縁のない役人の為せる業であろうが、「167条の認めるときは」の実例の無い本件における制度導入は違法である。被控訴人による、不必要な失格判断基準制度の導入によって年間数億円の血税のムダ遣いと、業者のモラルハザードを許すことになる。

1円でも安いと失格になるその価格を知る一部の職員とその価格を知り得ることで受注できる業者との不正事件も起こっている（事実証明書1）。

入札価格の契約履行確認は入札時にデータのストックを含めた積算資料の提出で容易に履行確認は可能である。被控訴人は、価格イコール品質と断定して失格にする推定有罪制度を導入することではなく、厳正な審査・監督・検査を行うことが職責である。

被控訴人の価格だけで一方的に失格にする豊橋市の失格判断基準導入に一抹の公正と公益性はない。司法は推定有罪を認めてはならない。

以上を申し述べる。

証拠方法

- 甲第17号証：平成25年第2回入札制度検討会議（原審甲10、乙7）
- 甲第18号証：意見陳述書
- 甲第19号証—1：公文書公開決定通知書
- 甲第19号証—2：低入札価格調査書（工事に伴う委託業務）
- 甲第20号証：平成24年度第1回入札制度検討会議部会公告1
- 甲第21号証：公告1
- 甲第22号証：建設コンサルタント業務等における低入札対策について（原審乙
14）
- 甲第23号証—1：業務委託設計書
- 甲第23号証—2：共通仕様書
- 甲第24号証：豊橋市議会定例会会議録
- 甲第25号証：豊橋市契約規則

- 事実証明書1：中日新聞記事等

添付書類

訴状副本 1通

甲号証写し 各1通

事実証明書 1通